

局	市民協働部	補職	部長	氏名	宮城 節子
---	-------	----	----	----	-------

1. 部局の使命

(1) 市民のくらしの安心・安全を図るとともに、市民力・地域力を活かし、市民・事業者との協働のなかで市民自治を推進します。
(2) 窓口事務の適正な実施、サービスの向上を図り、市民満足度の向上、市民と行政の信頼関係構築を図ります。
(3) 人権文化のまちづくりを推進します。

2. 使命を遂行するための取り組み方針と、それに基づく取り組みの総括 方針 取り組みの総括

方針	取り組みの総括
<p>○市民団体や事業者等と協働し、地域自治組織形成支援をはじめとする地域コミュニティの活性化及び地域課題の解決、地域づくりや人づくり、つながりづくりを進めます。</p> <p>○市民公益活動推進条例に基づく制度の運用及び市民公益活動支援センター運営を通して市民公益活動団体の支援や市民との協働を進めることにより、行政と市民、団体等が担う新しい公共運営の土台づくりを進めます。</p> <p>○生活困窮者自立支援、若者支援の総合調整など市民の「くらし」に係るセーフティネットを強固にし、支援・解決に結びつけます。</p> <p>○市民一人ひとりの人権が尊重されたまちづくりを進めるため、女性支援、多文化共生のまちづくり、非核平和都市の実現など、社会環境の変化に的確に対応した施策を推進します。</p> <p>○市民窓口サービスについては、ICTの活用等を図り市民の利便性が増すように取り組み、市民満足度の向上をめざします。</p> <p>上記の方針にそって、市民、地域・市民団体、事業者、学校等多様な主体と協働し「くらしの安心・安全」と「地域コミュニティの活性化」を実現します。</p>	<p>○市内で9番目となる地域自治組織が新田南校区で設立されました。防災や見守り活動など、地域課題の解決、地域づくりを進めるため、各地域自治組織の活動を支援しました。地域自治推進について市民公益活動推進委員会からの答申で示された「人材発掘」「つながりの強化」「情報ネットワークの提供・収集」の内容をふまえ、事業を検討し、令和6年度(2024年度)予算に反映しました。次年度実施を前に5年度中には東泉丘校区でモデル事業としてワークショップを行いました。</p> <p>○多様な団体が市民公益活動支援センターを利用され、庄内コラボセンターという複合施設の利点を生かし、交流が行われました。また市民公益活動推進助成金(夢基金)は令和5年度(2023年度)は13事業に助成、令和6年度(2024年度)募集には初めての団体も含め38団体が説明会に参加し、16事業の交付決定を行い、市民公益活動の初動期支援などを行いました。</p> <p>○高校生世代のひきこもり予防事業の創設や生活困窮者自立支援事業の実施により困った人のセーフティネットの役割を果たしました。また、雇用創出としては、とよなか雇用創造協議会の活動最終年として、雇用・就労に有益な講座開催、フリーランス支援事業を実施しました。</p> <p>○女性総合相談支援窓口の令和6年度(2024年度)に向けた取り組み、多文化共生指針の改定、同和問題解決に向けた動画作成、人権平和センターでの事業運営をとおり、人権が尊重されたまちづくりを推進しました。</p> <p>○市民窓口については、両出張所でのオンライン相談窓口の開設、QRコードを活用した転居届等の事前入力、マイナンバーカード情報を利用した独自の帳票出力開発など、ICTを活用した取り組みを進めました。</p>

3. 当年度目標と目標設定に対する振り返り等

No	当年度目標(当初設定)	実績	
	取組み事項及びその内容・スケジュール	取組みを行った内容・成果	課題・今後の方向性
1	<p>市民との協働の推進</p> <p>(1) 市民公益活動推進条例に基づく制度を運用し市民公益活動団体を支援します。 ①市民公益活動推進助成金(夢基金)の活用(通年) ②協働事業提案制度の更なる周知普及と制度運用の簡素化(通年) ③制度運用のPDCAサイクルの一環として市民と市の振り返りの実施(9~11月)</p> <p>(2) 市民公益活動支援センター事業の展開を通して協働の文化の浸透を図ります。 ①地縁団体とテーマ型団体(例 環境や子どもの居場所事業)とのマッチングの実施(通年) ②市民公益活動団体のスキルアップのための相談や講座等事業の実施(通年) ③市内全域での市民公益活動の伸長を図るため、千里や螢池など各公民館で、アウトリーチの実施(通年)</p> <p>(3) 地域活動のための環境づくりに取り組みます。 ①学校再編等に伴う活動場所・拠点・倉庫の変更等、地域活動に係る庁内外の総合調整を実施(通年)</p>	<p>○令和5年度(2023年度)市民公益活動推進助成金(夢基金)として13事業が実施されました。令和6年度(2024年度)交付予定16事業2,993,000円を決定しました。 ○協働事業市民提案制度として千里コラボカフェの提案があり令和6年度(2024年度)中の開始に向け準備しました。 ○市民公益活動推進委員会で事業の進捗管理を行い、市HPにて公表しました。 ○市民公益活動支援センターについては、自治会など地縁団体と市民活動のマッチング、各団体のスキルアップ講座や交流の促進、出前相談などを行い、新たな担い手の発掘を行いました。 ○新田南小学校の地域活動場所の調整(北棟1階で確保)、野田小学校跡地における共同利用施設の地域要望案を関係課(地域共生課、危機管理課、地域連携課)を通じて取りまとめ、上野小学校建替えへの対応を行いました。 ○令和6年度(2024年度)の定額減税補足給付金業務の実施準備を行いました。</p>	<p>○市民公益活動支援の充実を図るため、市民公益活動基金(とよなか夢基金)の効果的な活用手法を見直します。 ○市民、市民公益活動団体、行政等の協働を促進するため、ボランティア講座やマッチング交流会の開催等市民公益活動支援センター事業を実施します。 ○施設規模の縮小や統合を行いつつ、多様な地域活動を実践するため、地域団体や関係部局と連携・調整を図ります。 ○令和6年(2024年)分所得税額等が確定したのち定額減税補足給付額に不足が生じる場合には、令和7年度(2025年度)において不足分を給付します。</p>
	<p>総合計画</p> <p>5-1- (3) 地域課題の共有を図り、多様な主体による協働のまちづくりを推進します</p>		
	<p>基本政策</p> <p>45 新たなコミュニティとつながりの創出</p>		

No	当年度目標(当初設定)	実績	
	取組み事項及びその内容・スケジュール	取組みを行った内容・成果	課題・今後の方向性
2	<p>地域コミュニティの活性化及び地域連携の推進（重点）</p> <p>（1）地域自治組織の形成・活動等地域コミュニティの活性化を支援します。</p> <p>①新たに新田南小学校区に地域自治組織設置予定（6月）</p> <p>②未設置の小学校区に向け、地域諸団体や公民分館等団体の長等への働きかけの実施（未設置小学校区）</p> <p>③地域自治組織における「地域づくり活動計画」の策定に向けて支援（通年実施、2校区）</p> <p>④地域自治推進条例施行（平成24年（2012年））10年の成果と課題を踏まえ、今後の地域自治推進の方向について市民公益活動推進委員会から答申（7月）</p> <p>⑤答申に基づく新たな制度の開始に向け予算提案（2月）</p> <p>⑥自治会をはじめ地域活動の相談支援の実施（通年）</p> <p>（2）市内全域で地域連携事業を推進します。</p> <p>①高校・大学と地域活動団体とのマッチング交流会の実施（11月）</p> <p>②さまざまな媒体を活用した地域情報の発信の充実（通年）</p> <p>（3）両コラボセンターにおける地域活性化及び課題解決事業の充実を図ります。</p> <p>①両コラボセンターにおける公民学連携事業の実施（通年）</p> <p>②両コラボセンターまつり等市民等との協働催事の実施（11月）</p> <p>③庄内カフェスペース協働事業の実施及び千里カフェスペース活用の検討（通年）</p> <p>（4）とよなか地域創生塾を実施し、地域人材の育成支援を行うとともに、今後のあり方を検討します。</p> <p>①公募事務の開始（4月）</p> <p>②塾の開講（7～2月）</p> <p>③庄内コラボセンターと市民公益活動支援センター共同による塾生・卒塾生の支援（通年）</p>	<p>○新田南地域協議会を認定、未設置校区のうち7校区で説明会等を開催しました。</p> <p>○地域づくり活動計画が2校区で策定されました。</p> <p>○市民公益活動推進委員会から新しい人材発掘のきっかけづくり、地域活動を通じたつながりづくりの強化、情報ネットワークの提供や収集に関する答申を受け、新年度予算に答申内容を具現化、その前段階として東泉丘小学校区でワークショップを開催しました。</p> <p>○地域連携事業について、高校のニーズ・シーズ調査、地域活動団体との意見交換を行いました。</p> <p>○両コラボセンターでは、放課後学習支援、赤ちゃんのハイハイチャレンジなど、学校や市民活動団体と協働した事業を実施しました。ショコラフェスタ、千里コラボセンターまつりは、公民館登録グループの他、産業フェアと同時開催しました。</p> <p>○庄内カフェスペースは運営参加団体が増え順調に運営され、千里カフェは活用に向け検討を行いました。</p> <p>○とよなか地域創生塾は、2コースに分け実施し、多様な人材の参画につながりました。卒塾生の地域活動プラットフォームについて市民公益活動支援センターと共に検討しました。</p>	<p>○未設置校区へのアプローチでは、気運形成段階や検討・準備段階にある校区が複数あるため、課内体制を構築して対応を図ります。</p> <p>○自治会の加入率低下や担い手不足等課題を把握し、対策を検討するため実態調査を実施します。</p> <p>○公立高校及び地域活動団体に対し聞き取りを行い、市がコーディネータ役になったマッチングの可能性を探ります。</p> <p>○多世代が参加できるイベントやワークショップ等の地域連携事業について、各係が所管する地域の特性等も考慮しながら、関係団体の連携や地域の活性化を図っていきます。</p> <p>○公民学連携事業を活用し、地域団体と協働で事業を実施します。</p> <p>○類似イベントが分散しているため、次年度は同時開催も視野に入れた事業の整理を図ります。</p> <p>○オープンスペースでの各種イベントの実施や夜間の賑いづくりなど人の少ない時間帯の活用を検討します。</p> <p>○地域創生塾は人材募集・複数コース制の設定など、講座内容をブラッシュアップして継続します。次年度は個人が楽しい・やりたいと思うこととこどもや介護・まちづくりなど豊中の市民活動のブレークスルーとなることをめざします。</p>
	<p>総合計画</p> <p>5-1- (3) 地域課題の共有を図り、多様な主体による協働のまちづくりを推進します</p>		
	基本政策		
	32 南部地域の活性化	45	新たなコミュニティとつながりの創出
	46 多世代交流のまちづくり		

No	当年度目標(当初設定)		実績		
	取組み事項及びその内容・スケジュール		取組みを行った内容・成果		
		課題・今後の方向性			
3	<p>くらしの安全・安心の推進（重点）</p> <p>（１）困難を有する若者への支援の充実に取り組みます。また、義務教育期の生徒を対象とした支援機関との連携強化を図ります。</p> <p>① 中学卒業時の進路未決定者全数把握と対応（3月）</p> <p>②（仮称）ユースホーム（高校生年代を中心とした居場所。学習支援事業を再編し統合予定）の検討（9月）及び設置準備（3月）</p> <p>（２）生活困窮から就労まで関係機関と連携し個々に状況に合わせ自立に向けた一貫した支援を行います。また、市民のキャリア形成支援に取り組みます。また、コロナ禍における離職者、子育て中の女性や高齢者等就労困難者の雇用機会の確保に取り組みます。フリーランスなど多様な働き方を市民が選択できるような相談及び支援の仕組みづくりに取り組みます。</p> <p>① 相談支援の実施（通年）</p> <p>② 雇用確保の通年実施、雇用創造協議会事業による就職人数（雇用保険加入）48人</p> <p>③ 令和6年度（2024年度）以降のフリーランス支援のあり方検討</p> <p>（３）労働や消費等の分野で若い世代へ必要な情報を効果的に届けるためICTを活用した発信を行います。</p> <p>① 通年実施</p> <p>（４）消費者教育の推進及び特殊詐欺被害防止啓発に取り組みます。また、現在の啓発手法について、持続可能な仕組みとなるよう検討します。</p> <p>① 通年実施、出前講座等参加者数4,000人</p>		<p>○ 困難を有する若者への支援については、義務教育終了後継続支援が必要なケースは、教育委員会及びこども未来部と情報共有し若者支援総合相談窓口での継続支援について検討しました。②については事業者募集・選定を行い予定通り設置準備を進めました。</p> <p>○ 生活困窮者自立相談支援事業を核とし、相談者のくらし再建、就労支援を実施しました。しごと・くらしセンターでは、とよなか雇用創造協議会とも連携し、キャリア形成講座、合同面接会などを実施しました。</p> <p>生活困窮者自立相談支援事業：新規相談件数1,837件（2月末現在）、とよなか雇用創造協議会事業：就職決定者数113件（うち雇用保険加入者数61件）、フリーランス支援事業：講座参加者数271人</p> <p>○ 若い世代に必要な情報を提供するため、労働及び消費啓発に関する動画を市公式YouTubeにて配信しました。</p> <p>○ 消費者教育については、くらしかん登録グループとの協働による講座（63回1,265人参加）、学校での講座（43回2,242人参加）を実施しました。特殊詐欺被害防止に向けて毎月セミナー等（75回816人参加）を実施し簡易型自動録音機を配布しました。</p>		
	<p>○ 義務教育終了後継続支援が必要なケースの全数把握については、4月以降情報提供があり次第、進学人数の多い高校から順番に本市の取組み説明と協力依頼を行います。高校生年代の居場所事業については7月の事業開始に向けて準備をすすめます。</p> <p>○ 生活困窮から就労までの支援については、とよなか雇用創造協議会事業が令和5年度（2023年度）で終了するため、その一部をしごと・くらしセンター事業として引き続き実施します。フリーランス支援は、とよなか起業・チャレンジセンター事業にて引き続き実施します。</p> <p>○ 若い世代への情報発信については、ICTを含め様々なツールを活用し若い世代への情報発信に取り組みます。</p> <p>○ 消費者啓発手法については、くらしかん登録グループ制度の見直しにあわせて事業の見直しを実施します。また、高校生年代の若者に対する啓発強化に取り組みます。</p>				
総合計画					
1-3-	(2)	子ども・若者がそれぞれの力を活かし、社会に関わっていくことができるよう支援します	2-1-	(4)	一人ひとりに応じた自立と就労を支援します
2-4-	(2)	犯罪や消費者被害などの予防、被害拡大防止を図ります			
基本政策					
47		生活困窮者支援の充実	48		就労相談・支援の拡充
70		みんなで取り組み支え合うまちづくりの推進			

No	当年度目標(当初設定)	実績	
	取組み事項及びその内容・スケジュール	取組みを行った内容・成果	課題・今後の方向性
4	市民窓口サービスの向上	<p>○窓口委託のモニタリングを毎月実施、11月には窓口利用者向けのアンケートを行い、適切な評価を行いました。評価委員会の体制の見直しについては、第3期より契約期間の見直し並びに評価手法の簡素化を行ったことにより、一定の負担軽減が図られたことにより分科会設置は見送りました。</p> <p>○マイナンバーカード交付は、特設窓口の継続や休日臨時窓口の開設により、交付率が上昇しました(2月末時点で交付率76.3%、申請率88.1%)。</p> <p>○戸籍証明の広域化については、国のシステム不具合により市窓口での事務負担増が続いていますが、他市町村の戸籍証明書等の発行が可能になり利便性が向上しました。庄内・新千里出張所でのオンライン相談窓口の運用が10月から始まり、児童手当の申請など担当課職員と直接相談しながらの申請ができるようようになりました。オリジナル婚姻届の作成や、おくやみハンドブックを発行し、わかりやすい情報提供を行いました。</p> <p>○住民票の写し等被請求者本人通知制度の登録期間3年を無期限に改正</p>	<p>○戸籍法改正による戸籍へのふりがな記載対応(法改正予定)にかかる市民への制度周知や氏名の仮名表記の届出受付方法等について、国からの詳細な情報が通知され次第、適正に事務を行いません。</p> <p>○令和6年度(2024年度)から令和7年度(2025年度)末にかけてリプレイスされる住民記録システムについて、標準仕様に合わせた業務へ見直しを行います。</p>
	<p>(1) 窓口委託のモニタリング及び評価を適切に行います。</p> <p>①窓口委託のモニタリング及び評価の定期的な実施(通年)</p> <p>②窓口関係委託事業者選定評価委員会の体制見直し⇒各業務毎に分科会の検討(5月～10月)</p> <p>(2) マイナンバーカードの交付・更新事務を適正に実施します。</p> <p>①マイナンバーカードの取得率上昇による更新及び転出入時の継続利用手続き増に対し、効率的かつ迅速な窓口業務の実施(通年)</p> <p>②マイナポータル活用による引越しワンストップサービスの更なる周知(通年)</p> <p>(3) 市民満足度の向上に取り組めます。</p> <p>①戸籍法改正(戸籍事務のマイナンバー制度への参加及び戸籍証明書広域交付)運用開始(3月)</p> <p>②婚姻ハンドブックの改訂発行(1月)</p> <p>③デジタル化推進のため国府要望を含め、利便性向上のための取組み</p> <p>(4) 利便性を向上させるためオンライン相談窓口を開設します。</p> <p>①運用開始(10月)</p> <p>②効果検証を行い、おくやみ相談等多岐に亘る相談窓口への適用拡大に向けた検討(10～3月)</p> <p>(5) 個人情報保護を適切に行います。</p> <p>①住民票の写し等被請求者本人通知制度の登録期間3年を無期限に改正(5月)</p>		
総合計画			
5-2-(1)	公正で効果的・効率的な市政運営を進めます	5-2-(2)	デジタル技術を活用した便利で快適なまちづくりを進めます
基本政策			
60	いつでも、どこからでも手続きできる市役所づくり		

No	当年度目標(当初設定)	実績	
	取組み事項及びその内容・スケジュール	取組みを行った内容・成果	課題・今後の方向性
5	<p>平和啓発及び人権尊重</p> <p>(1) 平和啓発活動の充実、インターネットでの誹謗中傷や差別など同和問題をはじめとする人権課題に対し、効果的な啓発に取り組みます。</p> <p>①非核平和都市宣言40周年事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広島ピース・ツーリズム(5月)の実施 <p>②市民や学術研究機関等との連携・協働による平和啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平和資料収集及び貸出(平和展示室来館者数 3,200人/年) ・企画展の開催(6月～3月 企画数:5件) ・平和活動ボランティアの育成・活動支援10件/年 <p>③人権啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インターネットと人権に関する啓発(8回) ・人権問題事業者学習会(7月 参加者:195人) <p>④eラーニングの活用など効果的な同和問題研修の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・差別対応マニュアルをデジタル化し全管理職を対象にeラーニングを実施。 ・同和問題研修教材の継続活用による人権研修(各職場)の実施(1回は同和研修) ・ひゅうまんプラザ(2月 参加者:80人) ・市民向け同和問題啓発デジタルコンテンツの作成・掲載 	<p>○広島市、ピースおおさかななどの他市や関係機関との連携し平和啓発の充実に努めました。また、スマホ講座・相談会や自治会掲示板を活用した周知・啓発、若い世代への啓発や事業者向けの学習会を行い効果的な啓発に取り組みました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広島ピースツーリズム(5月 参加者:35人) ・平和展示室来館者数 10,302人/年(1月末現在) ・「語り継ぐ会」「平和資料部会」14件/年 ・インターネットと人権チラシ配付(33回、85人) ・新・くらしのノート2ページ分に掲載(2月 4,200部印刷、3,796部学校へ配布) ・人権問題事業者学習会(7月 参加者:147人) <p>○同和問題に関する市民向けの啓発動画を作成するとともに、管理職向けと新規採用職員向けの研修コンテンツを作成しました。</p>	<p>○市民や関係機関との協働により若い世代への平和啓発を進めるとともに市民からの戦争寄贈品のデータベース化を促進し活用を進めます。</p> <p>○平和の啓発をより効果的に推進するため、兄弟都市や周年事業などを活用した効果的な取組みを進めます。</p> <p>○全ての部局が同和問題の解決に向けた取組みを進めるための庁内向け人権情報ポータルサイトの設置など人権に関わる情報の受発信機能の強化を図ります。</p> <p>○人権尊重の視点で市民や関係機関等との協働による施策を推進するための人権啓発に取り組みます。</p>
	<p>総合計画</p> <p>4-1- (1) 非核平和都市の実現をめざすとともに、同和問題をはじめとした多様な人権課題に関わる差別の解消を図り、人権と平和が尊重されるよう取り組みます</p>		
基本政策			
70	みんなで取組み支え合うまちづくりの推進		

No	当年度目標(当初設定)	実績	
	取組み事項及びその内容・スケジュール	取組みを行った内容・成果	課題・今後の方向性
6	<p>男女共同参画及び多文化共生社会の実現（重点）</p> <p>（1）困難な問題を抱える女性や外国人市民への支援の強化・充実を図ります。また、とよなか男女共同参画推進センターすてっぷ及びとよなか国際交流センターの指定管理業務の中間評価を行うとともにそれぞれの機能及び事業充実に取り組みます。</p> <p>①DV等の困難な問題を抱える女性への支援事業の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女性総合相談窓口の設置検討 ・DV被害者等の緊急一時保護事業の実施（4月～） ・就職面接用スーツ等の貸出事業（100件）及び生理用品の購入が困難な女性の相談窓口 <p>②経営者や女性社員の意識改革、各事業所への助言及び動機づけ事業の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女性活躍推進、働き方改革推進事業の実施（7月～2月 100人） ・アドバイザー派遣事業の実施（6月～3月 10社） ・各事業者に女性活躍推進を促す登録・認証制度の実施（認証審査会（2回）登録申請8月～） <p>③すてっぷの指定管理業務の中間評価及機能・事業の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・選定評価委員会4回（6月～11月） ・相談支援などすてっぷの機能・事業強化 <p>④多文化共生指針の改定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民意見募集（1月） 指針改定（2月） <p>⑤国際交流センター指定管理業務中間評価及び機能・事業の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・選定評価委員会4回（6月～11月） ・相談支援など国際交流センターの機能・事業強化 <p>⑥通訳派遣事業（団体補助事業）（4月～）</p>	<p>○女性総合支援事業の実施事業者の選定など実施に向けた取組みを進め女性支援の強化・充実を図りました。また、すてっぷ及び国際交流センターの中間評価によりセンターの認知度向上など課題を把握するとともに他機関連携会議との連携など機能・事業の充実を図りました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就職面接用スーツ等の貸出事業（貸出件数：74件（2月末現在）） <p>○女性活躍推進、働き方改革推進事業の実施（12月～2月 セミナー参加者：50人）、アドバイザー派遣事業の実施（2月～3月 派遣事業者：12社）、女性活躍推進事業者認証制度を創設しました。○男女共同参画推進センターの指定管理業務中間評価を行いました。</p> <p>○多文化共生指針を10年ぶりに改定しました。</p> <p>○とよなか国際交流センターの指定管理業務中間評価を行いました。</p> <p>○通訳派遣事業として2団体に補助を行いました。</p>	<p>○女性活躍や女性新法施行（女性総合支援事業）を効果的に推進するため、すてっぷの指定管理業務の内容を検討し、第5期指定管理者の選定を実施します。</p> <p>○LGBTQを支援する市独自のパートナーシップ宣誓証明制度を創設します。</p> <p>○多文化共生指針（改訂版）の庁内外への情報発信の強化を図るとともに日本人・地域と外国人市民との相互理解を促進する事業を実施します。</p> <p>○姉妹都市（サンマテオ市）など都市間交流など様々な機会を捉えて異文化交流や国際理解を促進します。</p>
	総合計画		
	4-1- (2) 男女共同参画社会の実現に向けた取組みを進めます	4-1- (3)	多文化共生のまちづくりを進めます
基本政策			
	49 女性活躍・働き方改革の推進	58	多文化共生の推進

4. 中期目標(概ね今後4年間)

No	取組み事項及び取組みにあたっての課題・めざす成果など	スケジュール(工程)		
1	<p>市民との協働の推進</p> <p>(1) 市民公益活動推進条例の趣旨をふまえ、協働事業がさらに充実するよう取り組みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民公益活動支援センターの運営 ・協働事業市民提案制度の活用を促進するため制度運用の見直し ・市民公益活動推進助成金制度の活用を促進するため制度運用の見直し <p>(2) 主任推進員を中心に庁内に協働事業の理解を広め、協働事業の活用を進めます。</p>	<p>(1) 市民公益活動・市民協働事業の推進</p> <p>①市民公益活動支援センターを拠点としたアウトリーチ 令和5年度(2023年度)</p> <p>②協働事業市民提案制度について、令和4年度(2022年度)に見直したエントリーシート及び評価シートに基づき、事業評価の実施 令和5年度(2023年度)</p> <p>③市民公益活動推進助成金制度について、審査基準を見直し、新たな活動を促進 令和6年度(2024年度)</p>		
	総合計画			
	5-1- (3)	地域課題の共有を図り、多様な主体による協働のまちづくりを推進します		
	基本政策			
45	新たなコミュニティとつながりの創出			
2	<p>地域コミュニティの活性化及び地域連携の推進</p> <p>(1) 地域自治組織(検討会)の設立数が増加するよう支援し、地域コミュニティの活性化を図ります。</p> <p>(2) 地域自治の推進に向け、地域自治推進条例施行から10年間の成果と課題をふまえ、新たな方向付けを行います。</p> <p>(3) 多様な主体と協働しながら地域連携事業や、とよなか地域創生塾事業を実施することにより、人づくり、地域づくり、つながりづくりを推進します。</p>	<p>(1) 地域自治の推進</p> <p>①形成支援を公民分館等へ働きかけ 令和5年度(2023年度)～</p> <p>②市民公益活動推進委員会答申に基づく取り組みの実施 令和5年度(2023年度)～</p> <p>(2) 地域連携事業の実施</p> <p>①高校・大学と地域団体のマッチング交流会実施 令和5年度(2023年度)～</p> <p>②両コラボセンターにおける地域活性化及び課題解決事業の実施 令和5年度(2023年度)～</p> <p>③様々な媒体を活用した地域情報発信の充実 令和5年度(2023年度)～</p> <p>(3) とよなか地域創生塾の実施</p> <p>①塾生・卒塾生と地域連携事業のマッチング 令和6年度(2024年度)</p>		
	総合計画			
	5-1- (3)	地域課題の共有を図り、多様な主体による協働のまちづくりを推進します		
	基本政策			
32	南部地域の活性化	45	新たなコミュニティとつながりの創出	
46	多世代交流のまちづくり			

No	取組み事項及び取組みにあたっての課題・めざす成果など		スケジュール(工程)	
3	<p>市民の経済生活安定のための施策の充実</p> <p>(1) 消費者教育推進計画改訂版に基づく重点取り組みである若者世代・高齢者世代への消費者教育の推進及び関係機関等との連携・協働の充実に取り組みます。</p> <p>(2) 市民生活の安全を守るため、特殊詐欺被害を未然に防止し、被害件数及び被害額の減少に向けて関係機関等と連携を図り、情報提供等に取り組みます。</p>		<p>(1) 消費者教育の推進・啓発の拡充</p> <p>① 中学校や高校、大学と連携した取り組みの実施 令和5年度(2023年度)</p> <p>② 消費者団体と連携した消費者啓発の取り組み検討 令和5年度(2023年度)～令和6年度(2024年度)、取り組み見直し 令和7年度(2025年度)～</p> <p>(2) 特殊詐欺被害の未然防止</p> <p>① 簡易型自動録音機の配布や被害防止対策機器無料貸与事業等による注意喚起・啓発の実施 令和5年度(2023年度)</p> <p>② 関係機関・団体等との連携による啓発及び無人ATMでの被害防止措置の実施 令和5年度(2023年度)</p>	
総合計画				
	2-4- (2) 犯罪や消費者被害などの予防、被害拡大防止を図ります			
基本政策				
	70 みんなで取り組み支え合うまちづくりの推進			
4	<p>就労支援・生活困窮者支援・若者支援事業の拡充</p> <p>(1) 若者、障害者、高齢者、女性等の就労困難者の就労支援を実施するとともに、福祉部門と連携し生活困窮者支援の充実を図るため、くらしかん及びしごと・くらしセンターで実施するそれぞれの事業の役割分担と機能強化に取り組みます。地域雇用活性化推進事業が令和5年度(2023年度)で終了することから、フリーランス支援など令和6年度(2024年度)以降の事業のあり方について再構築を行います。</p> <p>(2) 豊中市若者自立支援計画に基づき、若者支援協議会を活用し、相談から支援迄の体制の充実を図るため、中学校卒業時の進路未決定者や高校中退等の若者を対象に就労や就学など社会的自立に向けた支援を行います。</p> <p>また、支援の拠点(仮称)ユースホーム)づくりに取り組みます。</p>		<p>(1) 生活困窮者自立支援事業、就労支援の取り組みの推進</p> <p>① くらしかん及びしごと・くらしセンターで実施する事業の役割整理 令和5年度(2023年度)</p> <p>② 地域雇用活性化推進事業の評価と継続すべき事業の検討 令和5年度(2023年度)</p> <p>③ 地域雇用活性化推進事業の成果をふまえたしごと・くらしセンター機能の強化 令和6年度(2024年度)</p> <p>(2) 豊中市若者自立支援計画の取り組みの推進</p> <p>① 中学校卒業時の進路未決定者や高校中退等の若者に必要な支援内容及び仕組みの検討 令和5年度(2023年度)</p> <p>② (仮称)ユースホームの設置 令和6年度(2024年度)</p>	
総合計画				
	1-3- (2) 子ども・若者がそれぞれの力を活かし、社会に関わっていくことができるよう支援します		2-1- (4) 一人ひとりに応じた自立と就労を支援します	
基本政策				
	47 生活困窮者支援の充実		48 就労相談・支援の拡充	

No	取組み事項及び取組みにあたっての課題・めざす成果など	スケジュール(工程)
5	<p>市民窓口サービスの向上</p> <p>(1) ICTの活用等、市役所まで行かなくても出来る手続きや一か所の窓口で相談や手続きが出来る業務の具体化を進め、市民窓口サービスの更なる利便性の向上を図ります。迅速で正確な窓口業務推進のため、国や府に対し現場での課題解決のための要望を積極的に行います。</p>	<p>(1) 市民窓口サービス満足度向上施策の推進</p> <p>①戸籍法改正(戸籍事務のマイナンバー制度への参加及び戸籍証明書広域交付)運用開始 令和5年度(2023年度)</p> <p>②婚姻ハンドブックの改訂発行 令和5年度(2023年度)</p> <p>③マイナンバーカード交付特設窓口の継続 令和5年度(2023年度)</p> <p>(2) ICT活用による利便性向上施策の推進</p> <p>①オンライン相談窓口の両出張所における運用開始 令和5年度</p> <p>②効果検証を行い、おくやみ相談等多岐に亘る相談窓口への適用拡大に向けた検討 令和5年度(2023年度)</p>
総合計画		
5-2-	(1) 公正で効果的・効率的な市政運営を進めます	5-2- (2) デジタル技術を活用した便利で快適なまちづくりを進めます
基本政策		
60	いつでも、どこからでも手続きできる市役所づくり	
6	<p>平和啓発及び人権尊重</p> <p>(1) 人権文化のまちづくりを進めるため、人権平和センターを拠点に、非核平和や同和問題等の人権課題への教育・啓発を推進するとともに人権にかかわる相談の充実に取組みます。</p> <p>(2) 平和関連資料等の収集・記録、整理、展示の充実に取組みます。</p>	<p>(1) 平和活動ボランティア育成・活動支援 令和5年度(2023年度)～令和8年度(2026年度)</p> <p>(2) 収蔵品収集分類・展示 令和5年度(2023年度)～令和8年度(2026年度)</p> <p>(3) 啓発等委託事 令和5年度(2023年度)～令和8年度(2026年度)</p> <p>(4) 非核平和都市宣言40周年の取組み(同年記念事業の実施) 令和5年度(2023年度)</p> <p>(5) 豊中市沖繩市兄弟都市提携50周年にかかる平和事業の実施 令和6年度(2024年度)</p>
総合計画		
4-1-	(1) 非核平和都市の実現をめざすとともに、同和問題をはじめとした多様な人権課題に関わる差別の解消を図り、人権と平和が尊重されるよう取組みます	
基本政策		
70	みんなで取組み支え合うまちづくりの推進	

No	取組み事項及び取組みにあたっての課題・めざす成果など	スケジュール(工程)
7	<p>男女共同参画及び多文化共生社会の実現</p> <p>(1) 男女共同参画及び多文化共生社会の実現に向けた施策の実施 (2) 女性総合相談窓口の設置検討、配偶者暴力相談支援センターを中心とする被害者相談支援など、困難な問題を抱える女性の支援に取り組みます。 (3) 出入国管理改正法の影響など外国人市民を取り巻く社会的状況を踏まえ多文化共生指針の改定を行い、改定後の指針に基づき多文化共生のまちづくりを推進します。 (4) すてっぷ及び国際交流センター指定管理業務の効率的・効果的なあり方を検討しながら、管理運営を行います。</p>	<p>(1) 第3次男女共同参画計画及び多文化共生指針に基づく施策の実施 令和5年度(2023年度)～令和8年度(2026年度)</p> <p>(2) すてっぷ及び国際交流センター指定管理業務の事業者選定 令和7年度(2025年度)～令和8年度(2026年度)</p> <p>(3) 多文化共生指針の改定 令和5年度(2023年度)</p>
総合計画		
	4-1- (2) 男女共同参画社会の実現に向けた取組みを進めます	4-1- (3) 多文化共生のまちづくりを進めます
基本政策		
	49 女性活躍・働き方改革の推進	58 多文化共生の推進